

NPO法人認定取得説明会を

平成27年10月22日(木)

に開催します!!



★ 認定取得の4つのメリット

おかやまNPO・ボランティアサイト
「つながる 協働ひろば」
サイトキャラクター のっぷ

- ① もっと寄附を集めやすくなる!
- ② 寄附金について4つの税制上の優遇措置が受けられます!(裏面参照)
- ③ 会計や組織運営などの審査基準をクリアしているため法人への信頼度が増す!
- ④ 法人経営の見直しができる!

「認定NPOってなに?」の基礎的な説明から、認定を得ることのメリットや義務、押さえておくポイント、認定取得のための要件、具体的な手続きをお話しします。

また、実際に認定チェックシートを使って自分たちの法人が認定を取得することが可能なのか?何が足りないのか?を確認していきます。足りない部分については今後どうしていったらいいのかについてもお話しします!

日 時	平成27年10月22日(木) 14:00~15:30 (個別相談会を説明会終了後15:30から行います。必ずご予約下さい。)
場 所	岡山市勤労者福祉センター4階「第2会議室」(岡山市北区春日町5-6)
申込方法	電話もしくは裏面の参加申込書を記載して、FAX又はEメールで10月15日(木)までにお申し込みください。
申 込 先	岡山市市民協働局市民協働企画総務課市民活動支援室(本庁舎2階) TEL : 086-803-1061 FAX : 086-803-1872 Email : kyoudou@city.okayama.jp

寄附金についての4つの税制上の優遇措置

POINT 1 個人が寄附 をする場合

個人が認定（仮認定）NPO法人に寄附をすると、所得税（国税）の計算において、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかを選択適用できます。また個人住民税（地方税）の計算においても寄附金税額控除が適用されます。国税と地方税あわせて寄附金額の最大50%が税額から控除されます。

POINT 2 法人が寄附 をする場合

法人が認定（仮認定）NPO法人に寄附をすると、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられており、その範囲内で損金算入が認められます。

POINT 3 相続人が相続 財産を寄附す る場合

相続または遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。

POINT 4 みなし寄附 金制度

認定NPO法人であれば「みなし寄附金制度」を活用できます。認定NPO法人が、収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます。

参加申込書

【法人名】

【参加者名・参加人数】

【ご連絡先】

【個別相談会】

希望する

希望しない